

特定間伐等促進計画

青森県おいらせ町

令和3年5月

1 特定間伐等促進計画の目標

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第4条第1項の規定により定められた県の基本方針によると、令和3年度から令和12年度までの10年間の特定間伐等の実施の促進の目標として、74,200ha（年平均7,420ha）の間伐の実施を掲げている。

県の基本方針や本町の間伐の実施状況を勘案して、令和3年度から令和12年度までの10年間で250ha（年平均25ha）の間伐等を行うことを、本おいらせ町特定間伐等促進計画の目標とする。

また、主伐後の確実な再生林も含めた造林の実施を促進する。

2 特定間伐等促進計画の区域

県の基本方針に定められた、特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の基準に従い、本町の特定間伐等促進計画の区域の範囲を別図のとおりとする。

注1) 国土地理院1/25000地形図相当又は1/5000森林基本図の図面に図示する（市町村管内図等の使用も可）。

注2) 特定間伐等促進計画の区域としては、特定間伐等の事業を実施する区域だけではなく、基本方針において示された考え方に即して、特定間伐等を実施することが適当と認められる区域を幅広く設定することとし、地形図等を用いて当該区域の概略を示す。この際、人工林を厳密に拾う必要はなく、介在的な天然林を含め、間伐及び造林が必要な範囲を面的に区域を設定する。

(2) 造林

事業実施主体	事業実施年度	所在場所			造林の内容								林小班名	対図番号	交付金希望	備考
		市町村	字	地番	造林面積 (ha)	うち人工造林				うち天然更新						
						植栽面積 (ha)	植栽時期	植栽樹種	植栽本数	天然更新面積 (ha)	天然更新時期	天然更新樹種				
	R3～R12	おいらせ町	向山一丁目	4-218	0.92	0.92		スギ	1,932				56口33	上十三-1		下刈 植栽年度R2
	R3～R12	おいらせ町	向山一丁目	4-218	0.69	0.69		スギ	1,449				56口34-1	上十三-2		下刈 植栽年度R2
	R3～R12	おいらせ町	向山一丁目	4-218	0.38	0.38		スギ	735				56口34-2	上十三-3		下刈 植栽年度R2
	R3～R12	おいらせ町	向山一丁目	4-454	0.12	0.12		スギ	252				56口33	上十三-4		下刈 植栽年度R2
	R3～R12	おいらせ町	向山一丁目	4-454	0.16	0.16		スギ	336				56口34-1	上十三-5		下刈 植栽年度R2
	R3～R12	おいらせ町	鶉久保山	117-520	0.38	0.38		スギ	792				51口45	上十三-6		下刈 植栽年度R2
	R3～R12	おいらせ町	鶉久保山	117-523	1.00	1.00		スギ	2,086				51口43	上十三-7		下刈 植栽年度R2
	R3～R12	おいらせ町	向山南	2991-2	0.68	0.68		スギ	1,378				54ハ72-2	上十三-8		下刈 植栽年度H30
	R3～R12	おいらせ町	中平下長根山	1-1169	0.10	0.10		スギ	210				54～27-2	上十三-9		下刈 植栽年度H30
	R3～R12	おいらせ町	向山南	3010	0.27	0.27		スギ	597				54イ39	上十三-10		下刈 植栽年度R1
	R3～R12	おいらせ町	向山南	3013	0.31	0.31		スギ	653				54ハ61	上十三-11		下刈 植栽年度R1
	R3～R12	おいらせ町	向山南	3013	0.07	0.07		スギ	148				54ハ62	上十三-12		下刈 植栽年度R1

※人工播種による人工造林の場合は、人工播種による面積、時期、樹種、本数を備考欄に記載する。

※天然更新による造林において、天然更新補助作業がある場合は補助作業の内容を備考欄に記載する。

※造林後に実施する下刈りについては、下刈りの面積を備考欄に記載する。また、既に植栽済みの箇所において下刈りを実施する場合は、

事業実施年度、所在場所、造林の内容（植栽時期を除く。）及び対図番号又は林小班名の欄に当該植栽に係る該当事項を括弧書きで記載する。

事業実施主体	事業実施年度	所在場所			造林の内容								林小班名	対図番号	交付金希望	備考
		市町村	字	地番	造林面積 (ha)	うち人工造林				うち天然更新						
						植栽面積 (ha)	植栽時期	植栽樹種	植栽本数	天然更新面積 (ha)	天然更新時期	天然更新樹種				
	R3～R12	おいらせ町	向山南	3013	0.02	0.02		スギ	42				54ハ63-1	上十三-13		下刈 植栽年度R1
	R3～R12	おいらせ町	向山南	3013	0.02	0.02		スギ	42				54ハ63-2	上十三-14		下刈 植栽年度R1
	R3～R12	おいらせ町	向山南	3013	0.04	0.04		スギ	84				54ハ63-3	上十三-15		下刈 植栽年度R1
	R4	おいらせ町	阿光坊	105-52	0.62	0.62	4～6	スギ	1,302				62イ34	上十三-16		
	R4	おいらせ町	阿光坊	105-67	0.50	0.50	4～6	スギ	1,050				62イ25-1	上十三-17		
	R4	おいらせ町	阿光坊	105-67	0.62	0.62	4～6	スギ	1,302				62イ25-2	上十三-18		
	R4	おいらせ町	阿光坊	105-66	0.80	0.80	4～6	スギ	1,680				62イ26-1	上十三-19		
	R4	おいらせ町	阿光坊	105-66	0.32	0.32	4～6	スギ	672				62イ26-2	上十三-20		
	R4	おいらせ町	阿光坊	105-53	0.58	0.58	4～6	スギ	1,218				62イ36	上十三-21		
	R4	おいらせ町	阿光坊	105-70	0.48	0.48	4～6	スギ	1,008				62イ22	上十三-22		
	R4	おいらせ町	阿光坊	105-65	0.70	0.70	4～6	スギ	1,470				62イ27-1	上十三-23		
	R4	おいらせ町	阿光坊	105-54	0.27	0.27	4～6	スギ	567				62イ37	上十三-24		

※人工播種による人工造林の場合は、人工播種による面積、時期、樹種、本数を備考欄に記載する。

※天然更新による造林において、天然更新補助作業がある場合は補助作業の内容を備考欄に記載する。

※造林後に実施する下刈りについては、下刈りの面積を備考欄に記載する。また、既に植栽済みの箇所において下刈りを実施する場合は、事業実施年度、所在場所、造林の内容（植栽時期を除く。）及び対図番号又は林小班名の欄に当該植栽に係る該当事項を括弧書きで記載する。

事業実施主体	事業実施年度	所在場所			造林の内容								林小班名	対図番号	交付金希望	備考
		市町村	字	地番	造林面積 (ha)	うち人工造林				うち天然更新						
						植栽面積 (ha)	植栽時期	植栽樹種	植栽本数	天然更新面積 (ha)	天然更新時期	天然更新樹種				
	R4	おいらせ町	阿光坊	105-68	0.45	0.45	4~6	スギ	945				62イ24-1	上十三-25		
	R4	おいらせ町	阿光坊	105-68	0.95	0.95	4~6	スギ	1,995				62イ24-2	上十三-26		
	R4	おいらせ町	阿光坊	105-55	0.33	0.33	4~6	スギ	693				62イ38	上十三-27		
	R4	おいらせ町	阿光坊	105-142	0.44	0.44	4~6	スギ	924				62イ35	上十三-28		
	R4	おいらせ町	阿光坊	105-71	1.79	1.79	4~6	スギ	3,759				62イ21	上十三-29		
	R4	おいらせ町	阿光坊	105-69	2.33	2.33	4~6	スギ	4,893				62イ23	上十三-30		
	R4	おいらせ町	阿光坊	105-56	0.63	0.63	4~6	スギ	1,323				62イ39	上十三-31		

※人工播種による人工造林の場合は、人工播種による面積、時期、樹種、本数を備考欄に記載する。

※天然更新による造林において、天然更新補助作業がある場合は補助作業の内容を備考欄に記載する。

※造林後に実施する下刈りについては、下刈りの面積を備考欄に記載する。また、既に植栽済みの箇所において下刈りを実施する場合は、事業実施年度、所在場所、造林の内容（植栽時期を除く。）及び対図番号又は林小班名の欄に当該植栽に係る該当事項を括弧書きで記載する。

(3) その他間伐及び造林に関する事項

事業実施主体	事業実施年度	所在場所	内容	交付金希望	備考
		市町村			

※普及活動等ソフト的取組に関する事項を記載。

4 森林経営計画等に基づく森林施業、森林施業の共同化等の推進

- (1) 森林経営計画の作成及びこれに基づく間伐等の森林施業の推進並びに提案型施業の実施の推進に努める。
- (2) 施業の集約化に必要な森林情報の収集、境界の確認、森林所有者等の合意形成等の活動の推進に努める。

5 路網の整備の推進、間伐等の効率化・低コスト化の推進

- (1) 路網の整備の推進に努める。
- (2) 高性能林業機械等を活用した低コストで高効率な作業システムの整備、普及及び定着に努める。

6 間伐材の利用の推進

- (1) 間伐材の供給及び利用に携わる関係者間の合意形成の構築の推進に努める。
- (2) 長期的な木材需給に係る協定の締結等による間伐材の安定供給体制の構築の推進に努める。

7 人材の育成・確保等

- (1) 間伐や路網作設等を適切に行える現場技能者等及び林業事業体の育成確保に努める。
- (2) 林業事業体に対する経営手法・技術の普及指導等に努める。

